

実践編



第3章

地域福祉計画の めざすもの

1. 基本理念

**だれもが住みなれた地域で安心して、
生きがいを持って生活できるまち**

住み慣れた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいをもって参加できる地域社会を実現することを本計画の基本理念とします。

2. 基本目標

基本理念に示す地域社会の実現に向けて求められるのは、「地域住民の支え合い・助け合いの活動である自助・互助・共助と制度化されたサービスである公助が、それぞれの特性を生かし合いながら、支援を必要とする人の生活を総合的に支えること」と言えます。

したがって、地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことが必要です。また、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動と制度化されたサービスとの効果的な連携が不可欠であり、行政には、利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組むことが求められています。

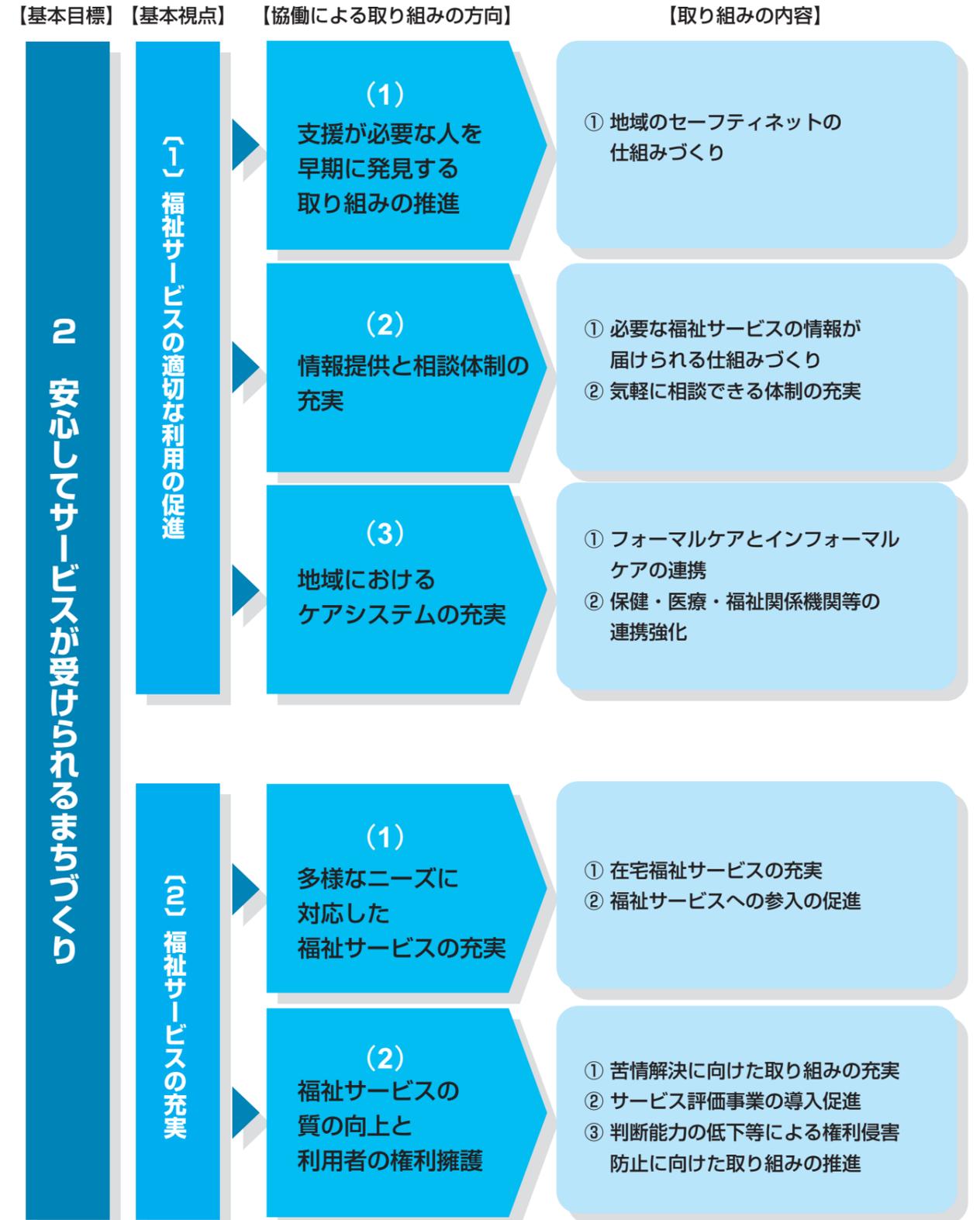
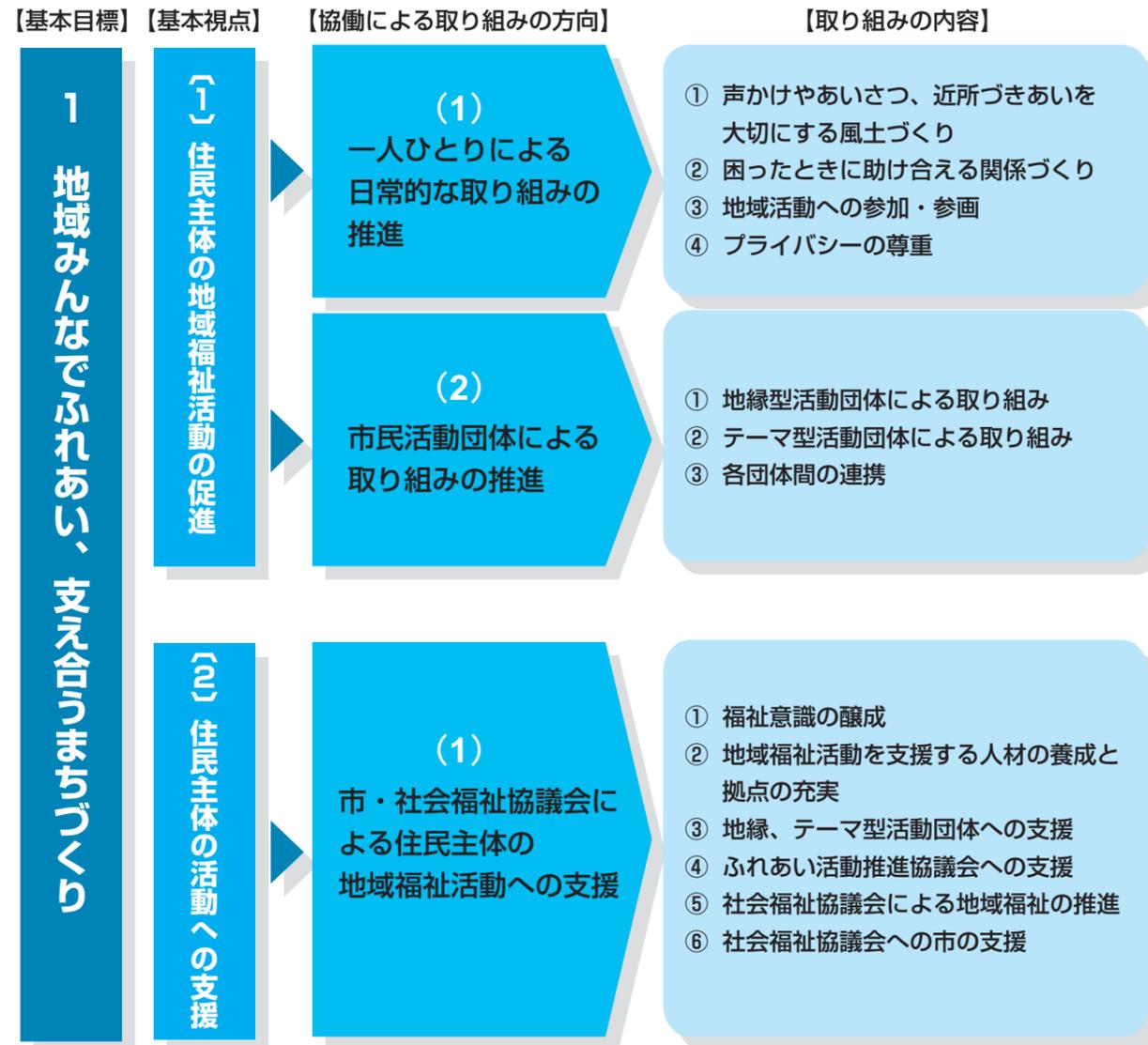
このようなことから、本計画の取り組みの目標として、次の2つを設定しました。

1 地域みんなでふれあい、支え合うまちづくり**2 安心してサービスが受けられるまちづくり**

第2節 地域福祉推進の体系図

基本理念

だれもが住みなれた地域で安心して、
生きがいを持って生活できるまち



第3節 地域みんなでふれあい、支え合うまちづくり

1. 基本的な考え方

地域福祉とは、自分たちが住む「地域」という場所に主眼を置いた福祉活動であり、子どもや高齢者、障害のある人、外国籍市民などすべての住民が地域において生きがいを持って生活が送れるよう、ともに支え合い、助け合う地域づくりを行うとともに、地域住民（自治区・自治会などの地縁組織も含む）、社会福祉を事業とする人（サービス提供事業者）及び社会福祉に関する活動を行う人（行政、社会福祉協議会、NPO*、ボランティアなど）が相互に協力する仕組みを築いていくことです。

地域福祉を推進する上では、行政が主体的に役割を果たす部分と住民が主体的に役割を果たす部分があり、『地域みんなでふれあい、支え合うまちづくり』は住民が主体的に役割を果たす部分に位置づけられます。

【地域福祉推進のための役割分担と協働】

基本理念

だれもが住みなれた地域で安心して、
生きがいを持って生活できるまち

行政と住民との役割分担と協働

主に市民のみなさんが果たす役割

1 地域みんなでふれあい、 支え合うまちづくり

- [1] 住民主体の地域福祉活動の促進
- [2] 住民主体の活動への支援

主に行政・関係機関が果たす役割

2 安心してサービスが 受けられるまちづくり

- [1] 福祉サービスの適切な利用の促進
- [2] 福祉サービスの充実

2. 取り組みの方向性

〔1〕住民主体の地域福祉活動の促進

（1）一人ひとりによる日常的な取り組みの推進

住み慣れた地域での生活をより豊かで安心できるものにするためには、地域のことをよく理解している住民自身による地域福祉活動の推進が重要です。

そのためには、住民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちの手でよくしていこう」という意識や、まず、自分でできることは自分で行う「自助」、困った時は近隣や地域で支え合い、助け合う「互助」「共助」といった考え方を持つことが必要です。

また、そうした意識のもと、地域住民同士が積極的に声かけやあいさつを行い、近隣とのつながりを深めるとともに地域活動などに参加することを通じて、お互いに支え合い助け合える信頼関係を築いていくことが求められます。

（2）市民活動団体による取り組みの推進

市内には、自治区・自治会や民生委員児童委員協議会などの地縁型活動団体をはじめ、NPOやボランティア活動団体などのテーマ型活動団体があり、それぞれの活動目的に沿いながら、地域における福祉活動を展開しています。また、市内9地区においては、主に地縁型活動団体を中心とした団体で構成される「ふれあい活動推進協議会」が組織化され、地域の交流や保健・福祉に関する課題解決に向けた活動を展開しています。

地域福祉の推進にあたっては、これら団体のそれぞれの特徴を活かし、互いに役割を分担・補完しながら連携して取り組んでいくことが必要です。

〔2〕住民主体の活動への支援

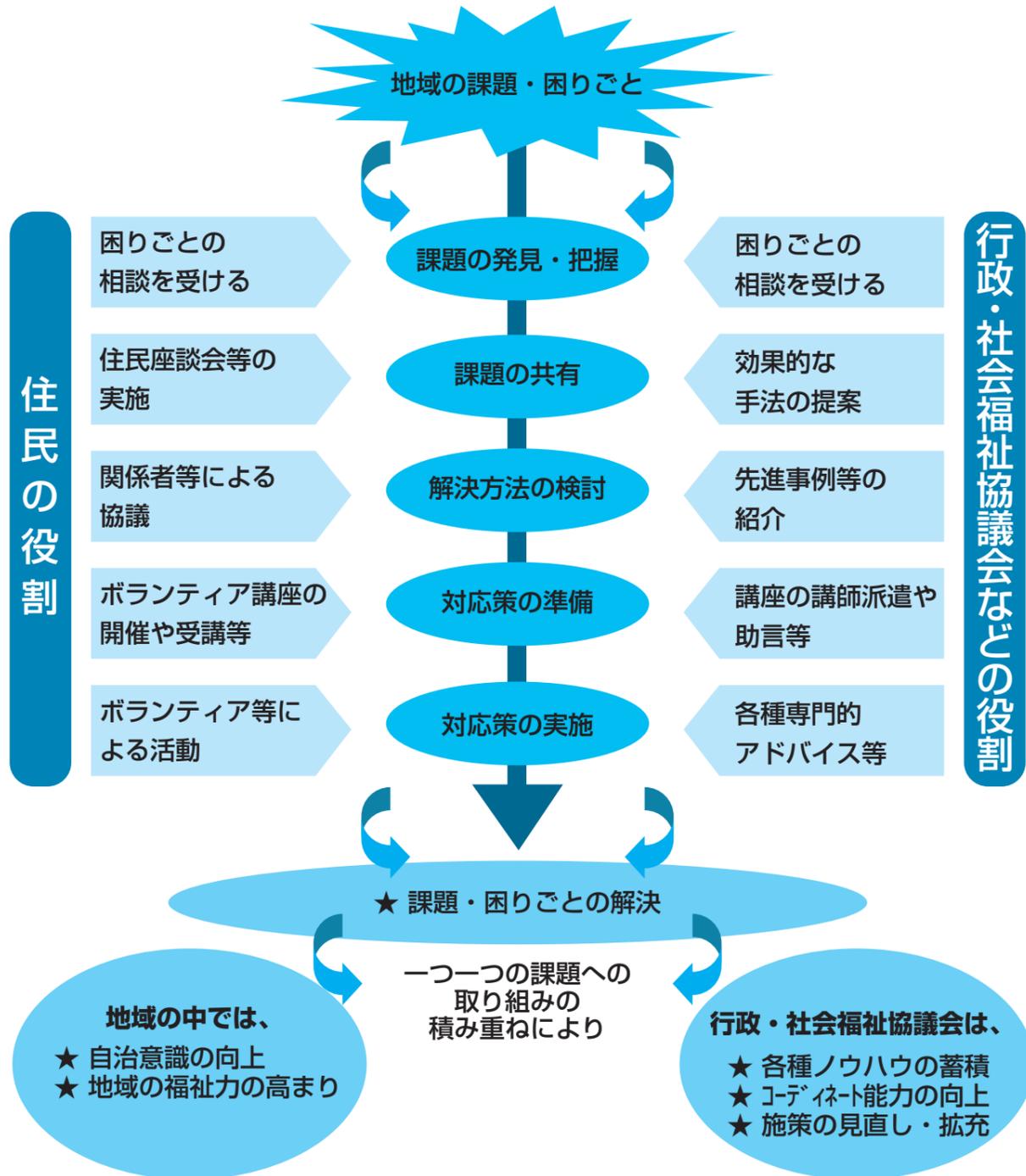
（1）市・社会福祉協議会による住民主体の地域福祉活動への支援

地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりの日常的な活動や市民活動団体による取り組みが主体的に推進されるよう、市や社会福祉協議会が支援を行っていくことが必要です。

地域住民自らが地域の福祉課題を把握し、ともに助け合い支え合うという福祉意識の醸成を図るための啓発や主体的な住民活動を支援する人材や拠点の充実、各団体の連携やふれあい活動推進協議会への支援など積極的に取り組みを進めていきます。

なお、地域でのさまざまな課題の解決イメージについて、住民の役割と、その役割を円滑に果たせるよう行政が果たす役割（公助）との関係を以下に図示しました。

【地域課題・困りごとの解決にかかる住民と行政の役割分担のイメージ】



第4節 安心してサービスが受けられるまちづくり

1. 基本的な考え方

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、個々の生活やニーズに対応したサービスが適切に利用できることが必要です。

そのためには、まず支援が必要となった時に、自らその状況を発信することが必要ですが、発信できなくとも地域のネットワークにより発見されることが重要です。

次に、支援の必要な人の状況に応じて、自分にあったサービスを選択できるよう各種サービスの情報提供や相談体制を充実させるとともに、地域での福祉活動と専門的な支援が車の両輪となり、保健・医療・福祉分野の連携のもとサービスを総合的に調整する体制を整えることが必要です。

また、多様化するニーズに対して、在宅福祉サービスの充実や福祉サービスへの参入の促進を行うとともに、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護*を推進することで、安心してサービスが受けられるまちづくりをめざします。

2. 取り組みの方向性

〔1〕福祉サービスの適切な利用の促進

（1）支援が必要な人を早期に発見する取り組みの推進

地域において誰もが一人の人間としていきいきと暮らしていくためには、社会的に孤立しないようにする仕組みづくりが必要です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障害のある人本人及び家族だけでなく、子育て家族やひとり暮らしの高齢者、国籍や言葉、文化の違いにより生活課題を抱える外国籍市民など、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

上記の視点に立ち、支援の必要な人を早期に発見するため、地域住民による見守り活動や行政、社会福祉協議会の連携のもと地域におけるセーフティネットの構築を進めていきます。

*権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

(2) 情報提供と相談体制の充実

福祉サービスの対象者であるにもかかわらず、そのサービスを知らないことにより利用することができないという人が出ないように、福祉サービスの利用に関する情報提供や相談体制の充実に取り組み、福祉サービスの適切な利用につなげていくことが必要です。

また、住民の誰もが必要な情報を必要な時に得られるよう、多様な手段・方法を効果的に活用するとともに、身近な場所で気軽に何でも相談できる環境づくりを進めていきます。

(3) 地域におけるケアシステムの充実

地域住民の自主的なボランティア活動やNPO活動と制度に基づく公的なサービスが、それぞれの特性を活かし合いながら、支援を必要とする人の生活を総合的に支えていくことが大切です。

また、子ども、障害のある人、高齢者等を対象に、それぞれ個別計画に基づいてサービスを提供していますが、地域で自立した生活を支援していくという視点に立って、保健・医療・福祉など幅広い観点から福祉サービスを提供していく必要があります。

支援の必要な人の状況やニーズに応じたサービスが適切に提供できるよう、地域住民の活動と保健・医療・福祉などの連携のもとに総合的なサービスが提供されるケアシステムを充実させていきます。

〔2〕福祉サービスの充実

(1) 多様なニーズに対応した福祉サービスの充実

行政は、介護保険制度*や支援費制度*など在宅福祉サービスの充実に努めていますが、既存の制度やサービスだけでは複雑化、多様化する住民の福祉ニーズに対し、すべてきめ細かに対応していくことは困難となっています。このようなニーズに十分対応するには、行政による福祉サービスの充実を図るとともに、民間のサービス提供事業者やNPO、ボランティアなど多様な提供主体が連携して対応できる環境づくりが必要です。

今後は、さまざまな主体が福祉事業や活動に参入することで、利用者のサービスの選択の幅を広げ、生活上の課題が生じても、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、新しいサービスを開発・展開する団体や事業者に対する支援を推進します。

(2) 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援や苦情解決、第三者評価など、利用者を支援する仕組みを充実していく必要があります。

また、心身の状況などにより、利用者が自らの権利を行使することが困難な場合には、権利擁護の制度を活用して、利用者の生活を支援することが重要です。

なお、利用者が自分の希望にあったより良質なサービスを適切に選択できるよう、自己評価や第三者評価事業の導入を事業者に働きかけるなど、サービスの質の向上を図るための取り組みを進めます。